

様

地域密着型通所介護 契約書

- ・ 地域密着型所介護 重要事項説明書
- ・ 地域密着型所介護 利用契約書



地域密着型通所介護 重要事項説明書

1. 事業者の内容

名称・法人種別	株式会社 P R E S E N C E	
代表者氏名	三戸 究允	
所在地(住所)	横浜市金沢区六浦南四丁目 16 番 27 号	
業務の概要	介護事業 (デイサービス)	
事業所数	地域密着型通所介護事業所	2 箇所

2. 通所介護事業所の概要

事業所名	地域密着型通所介護 デイサービス プレゼンス式番館	
所在地	神奈川県横浜市港南区丸山台 3-30-3	
事業者指定番号	1493100331	
管理者・連絡先	池山 貴紀	
	TEL : 045-353-7935	
	FAX : 045-353-7936	
第三者評価実施状況	無し	

3. 職員の体制

職員の種類	業務内容	員数	常勤	非常勤	保有資格等
管理者	事業所の従業者の管理 および儀用務の管理を 一元的に行う	1	1	0	介護初任者研修
生活相談員	指定通所介護の利用申 し込みおよび相談業務 等を行う	3	3	0	介護福祉士 介護初任者研修
介護職員	利用者に対する日常生 活のケア等必要な介護 業務を行う	5	3	2	介護福祉士 介護初任者研修
機能訓練指導員 (兼務)	利用者に対する必要な 機能訓練を行う	2	1	1	理学療法士 あん摩マッサージ 指圧師

(令和4年11月1日現在)

4. 事業の実施地域

送迎サービスを提供する対象地域	港南区全域、栄区全域、磯子区全域、戸塚区全域
-----------------	------------------------

*上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

5. 営業日および営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時20分から午後4時30分まで
定休日	日曜日
休業日	12月30日から1月3日まで

営業時間外のご連絡：045-353-7935

6. 当事業所の設備等

定員	10名	静養室	1
食堂兼機能訓練室	1室 45.65㎡	相談室	1
浴室	一般浴槽があります。		

7. 提供するサービス内容

レクリエーション	音楽、遊、趣味・思考を凝らした各種レクリエーションを行います。
機能訓練	心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
生活相談	ご利用者の生活、今後の対応、ご家族のご要望等を含め、相談に応じます。
食事	昼食およびおやつを提供いたします。
入浴	入浴(着脱衣・洗身等)に関する支援を行います。
送迎	ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。
その他	その他必要に応じ、介護サービスを提供いたします。

8. 利用料金

(1) 地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣又は横浜市長が定める基準によるものとし、当該地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする詳細は料金表のとおりとする。

(2) キャンセル規定

- ・利用予定日の前に、ご契約者の都合により、地域密着型通所介護の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。
- ・利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	食事代相当の 800 円

*ご利用日の前日が、当所の休みの日の場合はご注意ください。

*ご連絡先 045-353-7935

(3) 利用料金の支払方法

利用料金のお支払は、原則として口座引落とさせていただき、当月分の利用料金は翌月 20 日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に引き落としとなります。

また、銀行振込または現金支払の場合は、当月分の利用料を翌月 20 日までにご請求いたしますので、請求月の末日までに手続き願います。お支払いただきますと、領収書を発行します。

9. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、地域密着型通所介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。

*居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

ア. ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出ください。なお、文書は当方で用意してありますので、必要なときはお申し付けください。

イ. 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただきます場合がございます。その場合は、終了 1 か月前までに文書で通知いたします。

ウ. 自動終了

以下の場合は、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した場合

エ. その他

- ・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行う

た場合、または当社が倒産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。

- ご利用者が、サービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内にお支払がない場合、またはご利用者やご家族などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちにサービスを終了させていただく場合がございます。

10. 当社の地域密着型通所介護サービスの特徴

(1) 事業の目的

株式会社 PRESENCE が開設するデイサービスプレゼンス式番館（以下、「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護事業（以下、「事業」という）の適正な運営を確保するため に人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対し、事業所の生活相談員 及び機能訓練指導員、看護職員又は介護職員（以下「従事者」という）が、当該事業所において 排泄、食事等の介護、入浴の介助、その他日常生活上の世話、機能訓練等の適切な指定 地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

- 1 事業は、要介護状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 事業は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の地域密着型サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、他の介護予防地域密着型サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業の提供に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(3) 地域密着型通所介護サービスの提供概要

通所介護サービスの提供にあたっては、ご利用者の意思および人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ち、ご利用者に提供されるサービスが特定の利用者に偏ることのないよう、公平中立なサービス提供をいたします。

1 1. 事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合は、ご家族に報告すると共に、事前の打ち合わせに基づき、適切、かつ、誠実な対応を行います。また、直ちに事故に至った経緯および態様を調査し事実を正確に把握します。
- (2) 事故発生後はできるだけ速やかに市区町村および関係機関へ正確に事故発生を報告をします。
- (3) 発生した事故は二度と繰り返さないための対策と予防措置を早期に実施します。

1 2. 緊急時の対応

- (1) 当事業所のサービス提供にあたり、けがや体調の急変等の事態が発生した場合は、事前の打合せに基づき、適切、かつ、迅速な応急措置を講じます。
- (2) ご利用者の生命・身体・健康に危険またはその恐れがあるときは、直ちに医師およびご家族に連絡して必要な措置を講じます。
- (3) 緊急事態が発生に至った経緯および態様を速やかに精査し、正確な状況把握に努めます。

1 3. 非常災害対策

(1) 避難対策

非常災害が発生した場合、職員はご利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路および消防署等協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。

(2) 避難訓練

非常災害に備え、定期的に地域の消防署等協力機関と連携を図り、避難訓練を行います。

- (3) 防犯・防災設備
消火器・火災報知設備、避難器具の設置あり

1 4. 虐待防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

1 5. 損害賠償

介護支援サービス提供において、当社のサービス提供に起因し、ご利用者に事故等が生じた場合は、法令および信義則に基づき、損害賠償の責を負います。

1 6. 損害保険への加入

当社は、前項による損害賠償の一部を担保するために、当社介護事業施設のご利用者全員を対象に、東京海上日動火災保険株式会社の社会福祉事業者向けの総合保険に加入しています。

1 7. 記録の保管

ご利用者の地域密着型通所介護サービス提供の記録は、5年間保管し、本人およびご家族の申し出に限り、請求により本人の記録の閲覧ができます。また、記録の写しの交付を希望する場合は、郵送料など実費相当を負担することにより、請求することができます。

1 8. その他運営についての留意事項

事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 年6回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、地域密着型通所介護等の提供に関する記録を整備し、保管する。

19. サービス内容に関する苦情

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

当社お客様相談 コーナー	電話	045-353-7935
	FAX	045-353-7936
	所長	直井 ゆかり
	対応時間	8:30~17:30

- 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

外部苦情申立 機関	機関名	神奈川県国民健康保険団体連合会
	連絡先	045-329-3447
	機関名	横浜市健康福祉局介護事業指導課
	連絡先	045-671-3461
	機関名	横浜市港南区役所
	連絡先	045-847-8495
	機関名	横浜市戸塚区役所
	連絡先	045-866-8452
	機関名	横浜市磯子区役所
	連絡先	045-750-2494
	機関名	横浜市栄区役所
	連絡先	045-894-8547

以上

令和 年 月 日

地域密着型通所介護サービスの提供開始にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 横浜市港南区丸山台 3-30-3
名称 株式会社 P R E S E N C E
地域密着型通所介護事業所
デイサービス プレゼンス 式番館

説明者

氏 名 _____ 印

私は、本書面により、事業者から地域密着型通所介護サービスについての重要事項の説明を受け、同意のうえ交付を受けました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人または立会人

住 所 _____

氏 名 _____ 印 (利用者との関係)

2024.12. 1